

相模原市果実組合キウイフルーツ統一名称使用基準

組合のキウイフルーツ統一名称（以下、「統一名称」という。）の適正な使用を確保し、普及を促進するため、次のとおり使用基準を定める。

（目的）

- 1 統一名称は、相模原市域において、組合キウイフルーツ部会に所属する生産者（以下、「部会員」という。）の生産したキウイフルーツと、それを使用した製品、広告媒体などにおいて使用することで、その価値及び知名度を高め、もって当該キウイフルーツのブランド化を促進することを目的とする。

（種類）

- 2 統一名称の種類は、次のとおりとする。

- （1）相模レッド
- （2）相模ゴールド
- （3）相模グリーン

（運用）

- 3 統一名称については、次のとおり運用することとする。
 - （1）「相模」に振り仮名を振るときは、「サガミ」と片仮名で表記する。
 - （2）統一名称には、品種名を併記して差し支えない。

（使用者）

- 4 統一名称を使用できる者は、次のとおりとする。
 - （1）相模原市果実組合
 - （2）部会員
 - （3）国、神奈川県及び相模原市
 - （4）部会員の生産したキウイフルーツを販売する者
 - （5）部会員の生産したキウイフルーツを加工又は調理し、その製品を消費者に提供する者であって、当該キウイフルーツを生産した部会員から当該製品の一部に統一名称を使用することについて許可を得た者
 - （6）新聞、テレビ、雑誌、インターネット等において、報道及び広報を目的に使用する者

(7) 前各号に掲げるものの他、組合が使用を承認した者

(使用の協議)

5 前項第7号の規定による使用の承認を受けようとする者は、組合に使用の概要が分かる資料を提出の上、協議することとする。

(承認の基準)

6 組合は、次のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

(1) 部会員の生産したキウイフルーツのイメージ又は価値を害するおそれがある場合

(2) 特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合

(3) 法令や秩序良俗に反すると認められる場合

(4) 前各号に掲げるものの他、第1項に規定する目的に反すると認められる場合

(承認内容の変更)

7 第4項第7号の承認を受けた者は、第5項において協議した内容を変更しようとする場合には、予め組合に当該変更の概要の分かる資料を提出の上、協議し、その内容について承認を得ることとする。

(承認の取消し)

8 組合は、使用者が承認基準を順守せずに統一名称を使用している場合、統一名称使用の承認を取消すことができる。

(使用の範囲)

9 統一名称使用の範囲は、次のとおりとする。なお、使用に当たっては、部会員の生産したキウイフルーツの価値を高めるよう努めるものとする。

(1) 部会員の生産したキウイフルーツに関する標識、看板、パネル、ポスター、ポップ、出荷箱、個装、パンフレット、チラシ、横断幕、のぼり旗、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、名刺等の媒体。

(2) 部会員の生産したキウイフルーツを使用した加工品、調理品等に関する前号に示す媒体。

(3) 第1項の目的に沿って活用すると認められる者の名刺、ユニフォーム、ポスター、ホームページ、封筒等の媒体。

(4) 前各号に掲げるものの他、部会員の生産したキウイフルーツの普及の促進のための周知に効果的であると期待される媒体。

(商標登録等の禁止)

- 10 使用者は、統一名称に関連する一切の商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(問題への対処)

- 11 使用者は、統一名称の使用に起因する問題が起こった場合には、速やかに組合に報告するとともに、対策を講じなければならない。

(使用者の責務)

- 12 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

(その他)

- 13 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、組合と使用者が協議して定める。

附 則

この基準は、令和3年10月20日から施行する。